



Title	台湾国史館蔵、民国期南京市郊区における青焼きの地籍図について
Author(s)	山本, 一
Citation	近代東アジア土地調査事業研究ニュースレター. 2014, 5, p. 124-130
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/60288">https://doi.org/10.18910/60288</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

## 資料紹介

### 台湾国史館蔵、民国期南京市郊区における青焼きの地籍図について

山本 一

#### はじめに

本科研ではこれまで台湾国史館に所蔵されている地籍図、特に江心洲の地籍図を収集し、その分析を進めてきた<sup>1</sup>。この江心洲の地籍図の発見から、民国期の南京をも対象にして研究を行うようになった本科研であるが、筆者は南京市档案館にて、1950年初頭の南京市郊外における「査田定産工作」に関する档案史料を発見したことから、当該工作についての研究を行うようになった<sup>2</sup>。査田定産工作とは中国共産党のもとで行われた、農業税確定のための農地調査であるが、その際に用いられた地図は、民国期の「近代的」地籍図とは全く異なる手書きの絵地図であった。ここで両者の地図の比較は行わないが、これまで本科研で研究対象となった地域について、江心洲以外の地域の地籍図が紹介されることはあまりなかった。本稿は、筆者が研究する査田定産工作に関する地域——南京市城区の北側——の青焼きの地籍図を国史館で閲覧したことから、それらを紹介するものである。

#### 1. 国民政府期における航空測量と地籍図の作成

国民政府期における地籍測量および地籍図の作成は、1928年に南京政府が内政部の中に土地司を設置して全国の土地測量を企図したことに始まるが、種々の法整備を経て実施に移されるのは1936年まで待たねばならなかった。そしてこの時には、航空測量を用いて地籍図を作成する方法が採用された<sup>3</sup>。

航空測量の開始については〔中国測繪図編輯委員会編 1995、pp. 290-296〕に詳しい。まず陸地測量局が1930年に航空撮影測量研究班を設置し、外国人教師を招いて1年の学習を経たのち、1931年秋に航空撮影測量隊が成立した。彼らの大きな任務は軍事用の地図を作製することであった。彼らはまず5万分の1の軍用地形図のため簡易測図を行い、次に1932～1939年にかけて、南京・鎮江・江陽・上海・杭州等における要塞の地形図1,283幅（1万分の1を903幅、2万5千分の1を284幅、5万分の1を96幅）を作成した。このように軍事目的の地図作製が主であり、また1936年6月に航空撮影測量隊は航測科に改組され、軍用地形図を専門に測量するようになるが、1933～1937年にかけては、地籍図の作製も行っていた。1933年には8,449幅、1934年には5,700幅、1935年には31,803幅、1936年には37,445幅、1937年には1,200幅、以上合計84,597幅の1000分の1の地籍図が、航空測量によって作製された<sup>4</sup>。

<sup>1</sup> 大坪慶之・山本一・片山剛・荒武達朗 2007, pp.121-140。

<sup>2</sup> 本ニュースレターの山本一「土地調査事業」としての査田定産工作——解放後の南京市郊外を例に——、参照。

<sup>3</sup> 中国測繪図編輯委員会編 1995, p. 303。

<sup>4</sup> 航空測量による地籍図は、総計1,541,000幅の作成が計画されており、実際に作成されたのは計画5.5%に過ぎなかつたという〔中国測繪図編輯委員会編 1995, p. 293〕。

このように、1930年代の地籍図の作製は航空測量を基本としていた。南京市における航空測量の具体的な作業工程を記した史料は管見の限り見当たらないが、浙江省平湖県で行われた航空測量による地籍図の作製については『浙江省測繪志』に記載がある<sup>5</sup>ため、これに依拠しつつ、航空測量から地籍図を作製する工程を確認したい。

まず1936年2月に平湖航測分隊（參謀本部陸地測量總局航空測量隊に所属。計91名）が組織され、3月初旬から4月6日にかけて航空写真の撮影が行われた。8500分の1の写真を約1,300枚撮影し、撮影面積は約400km<sup>2</sup>、平湖全県の約90%をカバーしたとされる。

次に控制測量（control survey）が行われた。航空撮影と同時期の3月19日から5月4日まで、浙江省民政府測丈隊が測量した大・小三角点を基準に、航空写真の上に標定点が定められた。

また航空撮影が終了した4月6日からは、写真の補正と地図の作製が、上述の控制測量と同時進行で行われた。8500分の1の航空写真を1500分の1の画像に補正して80cm×100cmの地図120幅が作成され、また40cm×50cmの1000分の1の地図が2,800幅作製された（6月末に完了）。また2,615幅の藍図（青焼き図）も作製された（7月末に完了）。

そして5月24日から調査員が土地の面積・形状・境界、そして土地の「所有者」を調査し、藍図（青焼き図）に墨で書き入れた。この作業は8月末に完成した。

そして調査の結果をもとに、補測が7月まで行われ、その後面積の計算が始まった。面積計算は11月15日まで続き、計算された面積は約60万畝にのぼった。以上の工程で作製された地籍図・戸地図は、上海華東照相平版印刷公司が委託を受けて印刷した。

## 2. 南京市北部郊区の地籍図（青焼き図）

筆者が国史館で閲覧・収集した、民国期南京市北部郊区の地籍図は、その大部分が青焼きの図であり、そこに一筆ごとの土地の区画が示され、各筆の土地の中に、地番、地目、所有者と思われる人名が書き込まれている。また集落部分には村の名前が書かれることもある。つまり前節でみた工程から考えれば、この青焼きの地籍図は、〈航空撮影→画像の補正→青焼き地図の作製→調査員による調査・墨書き〉が終了した段階にあるものであろう。以下に筆者が調査した地籍図（青焼き図）の基本的なデータを記す。

**档案名**：「郊区地籍図（図4西1北2）」および「郊区地籍図（図4西1北3）」。ただしこれは国史館がつけた名称であり、各地籍図内に名称は付されず、上部に「西1北2 67」というような区画番号とその中の地図番号が記されるのみである。各地図の档案番号は本稿末のグリッド図に記す

**幅数**：西1北2は99幅（60番のみ不明）、西1北3は22幅（他に存在するかは不明）

**内寸**：縦40cm×横50cm（外寸は各地籍図に破損があるため正確には測定できないが、内寸より約7~8cm大きい）

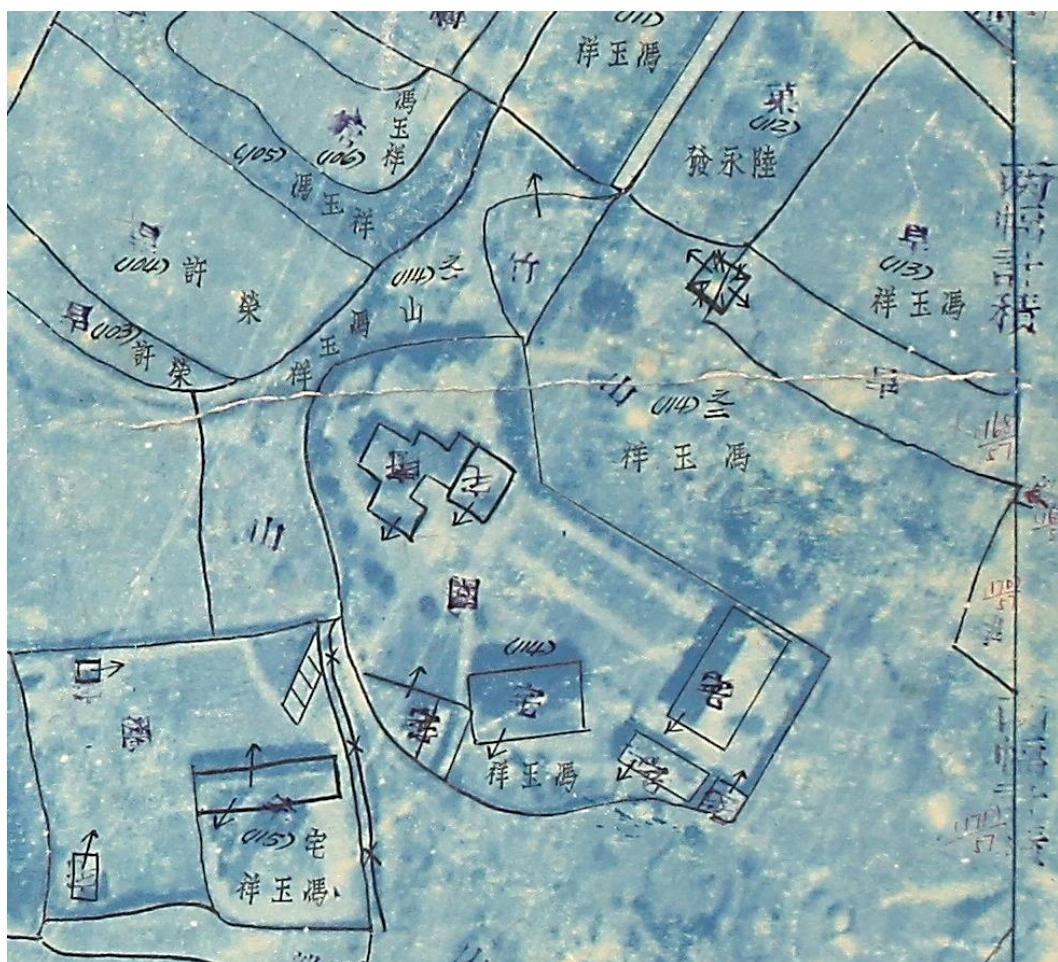
**縮尺**：1000分の1

**作成時期**：民国二十六年（1937）

<sup>5</sup> 浙江省測繪志編纂委員会 1996、pp. 401-402。

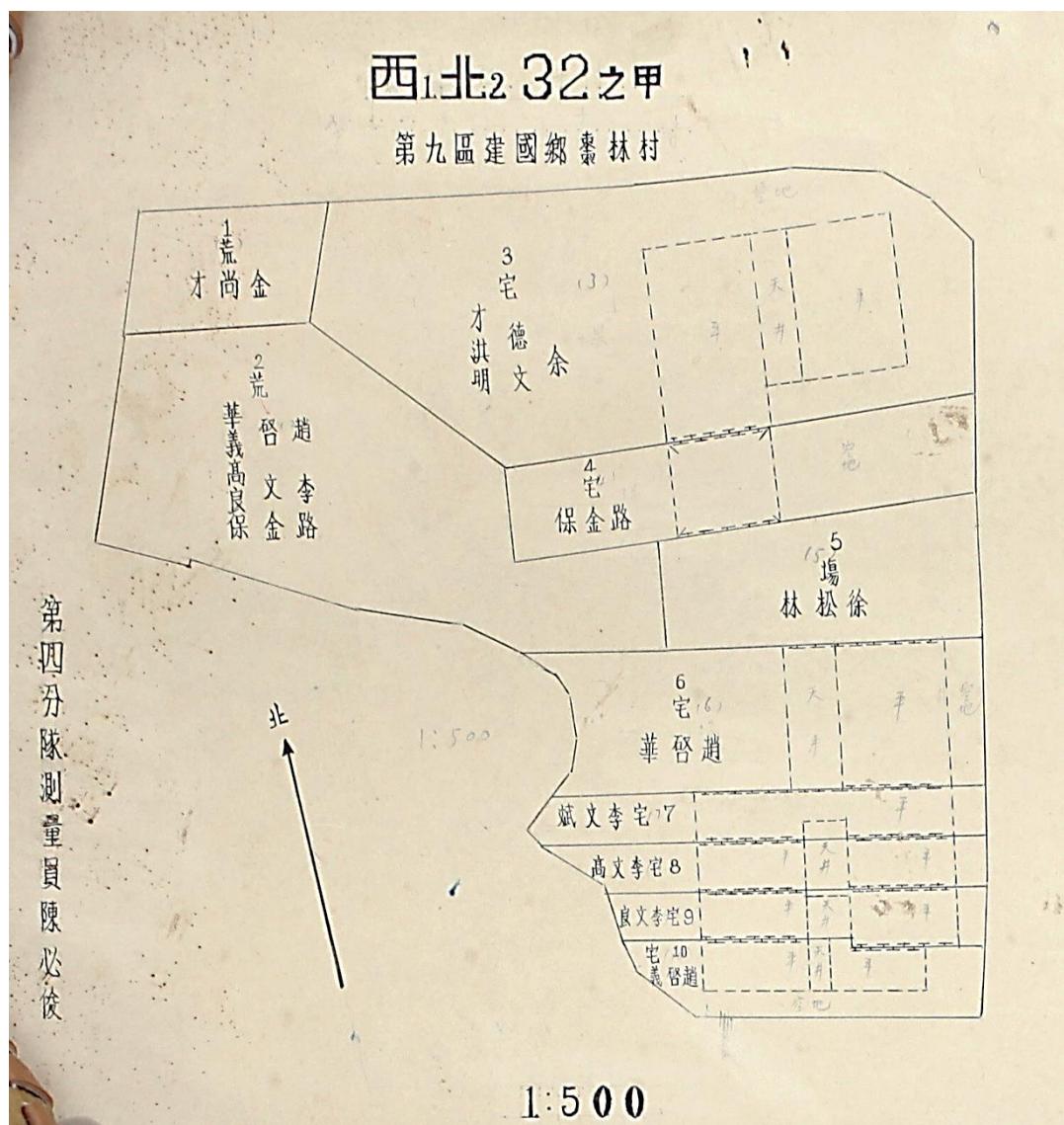
筆者が閲覧した南京市北部郊区とは、具体的には現在の栖霞区西部と下関区東部に相当する<sup>6</sup>。また長江の中洲である八卦洲の地籍図（青焼き図）は管見の限り見当たらない。本稿末に閲覧した地籍図のグリッド図とおおよその位置を示しているので参照されたい。

民国期の南京の土地測量と地籍図作製に関しては、〔中国測繪図編輯委員会編 1995、p. 311〕に記載がある。これによれば、1932 年に陸地測量総局天文觀測所が「大石橋（玄武湖のやや南西、鼓樓の南東）」に「臨時大地原点」を定め、その経緯度を測定するとともに、大三角測量の起点として「南京座標系」を作ったとある。今後の調査が必要だが、「西 1 北 2」といった区画の原点も大石橋である可能性はある。また 1929～1933 年の間に、1000 分の 1 の地籍図 349 枚、戸地図 32,000 枚余りが作製され、「南京市地籍図冊」が編成されたとある。さらに 1936～1937 年にかけては、市政府が陸地測量総局に委託して、市区及び郊区の 1000 分の 1 の地籍図 1,200 幅を作製したとある。筆者が閲覧したのはこの 1936～1937 年にかけての地籍図作製の過程において、調絵が行われた際のものだと考えられよう。下の【図 1】は本節で紹介した青焼き地図の一部である。青焼きの地籍図と思われる資料は、国史館の目録中に非常に多く見られ、その全体像は不明であり、今後調査する予定である。



### 3. 500 分の 1 の個別地籍図

国史館で一連の青焼き地図を請求して閲覧していると、時折【図 2】のような白い厚手の紙に、ある区域の断片が描かれた地籍図が含まれていたことがあった。



【図 2】西1北2 32之甲

このような地籍図は 1 枚の紙の中に複数描かれることもあり、図の大きさは一定せず、タイトルや測量員氏名の有無もまちまちである。縮尺は記載されていないものもあるが、500 分の 1 で統一されているようである。また作製された年代も不明である。このような地図は、現在タイトルの数でいえば 17 種類を確認している。

この地籍図の意味を考えるには、タイトルにある西 1 北 2 の 32 番の地籍図を見る必要がある。当該地籍図を見てみると、青焼きの中に墨で「甲」と書かれた部分が存在する【図 3】。



【図3】西1北2 32番の中の甲

青焼きの地籍図の中ある甲には、地目以外の情報は書きこまれていない。つまり、青焼きの図に調査員がデータを墨書きする際、何らかの理由で不明となっていた箇所を抜き出し、詳細が判別できるように縮尺を2倍にして個別に地籍図を作成し、そこに境界を書き入れ、それぞれの地番・地目・「所有者」を確定したと考えられるのである。【図2】のような500分の1の個別地籍図はそのほとんどが宅地、もしくは宅地とその周辺を含む区域であり、ひとつの区画の中が細かく複雑に分割されている際にこのような個別地籍図が作製されたと考えられよう。

### おわりに

本稿で紹介した青焼きの地籍図を、どのように利用することが可能であろうか。江心洲の地籍公佈図と比較した場合、公佈図には青焼きの地籍図にはない面積と佃農の氏名が記載されているため、より豊富なデータが得られる。しかし製図された公佈図には、地目は書かれていたとしても、実際にどのような地形であったのかを目の当たりにすることは出来ない。

青焼きの地籍図は、航空写真から直接作成されたものであり、無論航空写真ほど鮮明ではないものの、当時の地形や建造物の様子（山麓に作られた墓石や敷地内の建物の数など）をうかがい知ることができる。戦後の日本における地籍測量では、航空写真で撮影された

畦と地籍図の境界が一致せず、写真に写っている畦は、登記上の境界でなくなることもあるという<sup>7</sup>。つまり地籍公佈図の境界で区切られた一筆の土地は、実際の一筆の土地と形状が異なる可能性があるということになろう。いっぽう青焼きの地籍図は、印刷の不鮮明な部分があつたり、経年劣化があつたりするが、ある程度の土地利用の実際にについて、航空写真から作成された画像から判別することができ、同時に政府によって確定されつつあつた境界も知ることができる。このように青焼きの地籍図は当時の南京市の生の姿を現代に甦らせてくれるものだといえよう。

## 参考文献

〈邦文〉

大坪慶之・山本一・片山剛・荒武達朗「台湾収集の地形図および地籍図について」『近代東アジア土地調査事業研究 ニューズレター』2、2007、pp.121-140。

西尾元充『空からはかる』技報堂、1964。

本田武夫『地積測量』(測量実務叢書8)、森北出版、1961。

〈中文〉

中国測繪史編輯委員会編『中国測繪史』第2巻(明代～民国)、北京、測繪出版社、1995。

浙江省測繪志編纂委員会編『浙江省測繪志』北京、中国書籍出版社、1996。



【図4】収集した青焼き地籍図のおおよその範囲（□で囲んだ地域。八卦洲は含まない）

出典：Baidu 地図を筆者が加工

<sup>7</sup> 本田 1961、p. 164。

								7 1218-23 14272A
						28 1221-22 14385A	18 1221-26 14389A	8 1218-22 14271A
		79 1221-1 14364A	69 1221-3 14366A	59 1221-14 14377A	49 1221-21 14384A	39	29 1221-4 14367A	19 1221-24 14387A
100 1218-1 14250A	90 1218-2 14251A	80 1218-3 14252A	70 1221-2 14365A	60 1221-13 14376A	50 1221-20 14383A	40 1221-15 14378A	30 1221-17 14380A	20 1218-20 14269A
91 1217-10 14150A	81 1217-20 14160A	71 1217-30 14170A	61	51 1217-43 14183A	41 1217-54 14194A	31 1217-69 14209A	21 1217-80 14220A	11 1217-91 14231A
92 1217-9 14149A	82 1217-19 14159A	72 1217-29 14169A	62	52 1217-42 14182A	42 1217-53 14193A	32 1217-68 14208A	22 1217-78 14218A	12 1217-90 14230A
93 1217-8 14148A	83 1217-18 14158A	73 1217-28 14168A	63	53 1217-41 14169A	43 1217-52 14181A	33 1217-63 14192A	23 1217-77 14203A	13 1217-89 14229A
94 1217-7 14147A	84 1217-17 14157A	74 1217-27 14167A	64	54 1221-11 14374A	44 1217-40 14180A	34 1217-61 14189A	24 1217-76 14201A	14 1217-88 14228A
95 1217-6 14146A	85 1217-16 14156A	75 1217-26 14166A	65	55 1221-5 14368A	45 1217-48 14188A	35 1217-60 14200A	25 1217-75 14215A	15 1217-87 14227A
96 1217-5 14145A	86 1215-15 14155A	76 1217-25 14165A	66 1217-35 14175A	56 1217-39 14179A	46 1217-55 14195A	36 1217-59 14199A	26 1217-74 14214A	16 1217-86 14226A
97 1217-4 14144A	87 1217-14 14154A	77 1217-24 14164A	67	57 1217-34 14174A	47 1217-38 14178A	37 1217-47 14187A	27 1217-58 14198A	17 1217-73 14213A
98 1217-3 14143A	88 1217-13 14153A	78 1217-23 14163A	68 1217-32 14172A	58 1217-37 14177A	48 1217-46 14186A	38 1217-62 14202A	28 1217-72 14212A	18 1217-84 14224A
99 1217-2 14142A	89 1217-12 14152A	79 1217-22 14162A	69 1217-33 14173A	59 1217-36 14176A	49 1217-45 14185A	39 1217-57 14197A	29 1217-71 14211A	19 1217-83 14223A
100 1217-1 14141A	90 1217-11 14151A	80 1217-21 14161A	70 1217-31 14171A	(60)	50 1217-44 14184A	40 1217-56 14196A	30 1217-70 14210A	20 1217-82 14222A

【表】西1北2、西1北3 グリッド図

説明：①二重線より上が西1北3、下が西1北2。

②各セルの1行目の数字は、各区画内の地図番号。2行目は国史館の旧請求番号。3

行目は国史館の新しい請求番号を表す。ただし新請求番号の0550000は省略。

③西1北3の39番、西1北2の61番、62番、65番の新旧請求番号は現在不明で  
あり、再調査する予定である。

④西1北2の60番は現在閲覧できていない。